

令和6年3月7日

オープンカウンター方式に伴う見積合わせについて

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 松村孝典

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 委託業務名 自家用電気工作物保安管理業務
※詳細については別紙見積数量内訳書および契約書案のとおり
- 2 履行期間 自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日
- 3 履行場所 前橋市岩神町四丁目16番25号 関東森林管理局
- 4 見積書等提出日時・場所
・日時 令和6年3月25日(月) 15時00分まで
・場所 **関東森林管理局 経理課 企画係**
〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25
※郵便による提出を認めます。
- 5 提出書類
 - ・ 見積書
(見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付をご記入下さい。
見積書は封緘の上ご提出下さい。)
 - ・ 令和4・5・6年度 農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の写しなど、下記8の資格が確認できる書類。(可能であれば、令和7・8・9年度 農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し)
 - ・ 過去の実績を証明する契約書等の写し。
 - ・ 電気事業法施行規則第52条の2に規定する要件を満たす者であることを証する書類の写し。
 - ・ 本社、支社又は営業所が群馬県内に所在すること及び会社の業務内容を確認できる書面(会社パンフレット等の写し可。※上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「<事業名> 見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。
- 6 契約の締結日 令和7年4月1日(予定)
- 7 契約条件等 契約条件については、別紙「契約書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなし
- 8 必要な資格等
 - ・ 令和4・5・6年度 農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において「建物管理等各種保守管理」の資格を有する者、または関東森林管理局随意契約登録者名簿に登録された者であること。
 - ・ 過去5ヵ年度以内に、官公庁において電気保安管理業務契約の実績を有すること。
 - ・ 電気事業法施行規則第52条の2に規定する要件を満たす者であることを証する書類。
 - ・ 本社、支社又は営業所が群馬県内に所在すること及び会社の業務内容を確認できる書面。
- 9 その他
 - (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。
 - (2) 契約条件については、別紙契約書案および仕様書のとおりとし、見積書を提出した場合は、これらを承諾したものとみなします。
 - (3) 本件契約の締結の条件は、令和6年度予算が成立し、予算示達された場合とします。
また、暫定予算となった場合には、予算措置が全額計上されているときは全期間に渡って全額での契約としますが、部分的な予算措置となったときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ
の契約とします。

担当: 経理課 企画係
電話: 027-210-1149
メール: ks_kanto_keiri@maff.go.jp
(経理課代表アドレス)

見積数量内訳書

項目	内容・仕様	数量	単位	単価	金額
保安管理業務手数料	月次点検：月 1 回 (ただし絶縁監視装置を 設置する場合は隔月に 1 回で可) 年次点検：年 1 回	12	月		
<設備内訳> 受電設備	電圧 6,600V 容量 775kVA 2箇所	12	月		
予備発電装置	電圧 200V 容量 80kVA 1台	12	月		

自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書（案）

支出負担行為担当官 関東森林管理局長 松村孝典（以下「甲」といいます。）と
（以下「乙」といいます。）とは、甲の保安規程に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の保安に関する業務
（以下「保安管理業務」といいます。）の委託について、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約対象電気工作物の概要）

契約対象電気工作物の概要は次のとおりとします。

- (1) 事業場の名称 関東森林管理局
- (2) 事業場の所在地 群馬県前橋市岩神町4-16-25
- (3) 需要設備
 - ア. 設備容量 775 キロボルトアンペア
 - イ. 受電電圧 6,600 ボルト
- (4) 非常用予備発電装置
 - ア. 発電機定格容量 80 キロボルトアンペア
 - イ. 発電機定格電圧 200 ボルト
 - ウ. 原動機の種類 立形水冷4サイクルディーゼル機関

第2条（委託業務の内容）

- 1 乙が実施する保安管理業務は、次項を除き次の各号によるものとします。
 - (1) 前条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、保安規程のとおり）を行い、経済産業省令で定める技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を設置者に指示又は助言すること。
 - (2) 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を甲又はその従業者から受けた場合、乙は、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、乙は、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行うこと。事故・故障の原因が判明した場合、乙は、同様の事故・故障を再発させないための対策について、甲に指示又は助言を行うこと。また、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合、乙は、甲に対し、事故報告するよう指示を行うこと。
 - (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
 - (4) 前条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (5) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設計の審査、工事期間中の点検及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。
- 2 前項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、甲は乙の監督の下、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行い、乙はその記録を確認するものとします。これに関し、甲の求めに応じ乙は助言を行うこととします。このほか、乙は当該電気工作物の保安について、甲に対し助言ができるものとします。
 - (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（次のア. からオ. までのいずれかに該当する自家用電気工作物）
 - ア. 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - イ. 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - ウ. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - エ. 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
 - オ. 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

- (2) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（次のア. からイ. までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）
- ア. 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - イ. 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - ウ. 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - エ. 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - オ. 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- (4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

第3条（点検の頻度と監視装置）

- 1 第2条第1項に定める乙が定期的に行う点検内容は保安規程によるものとし、点検の頻度は次のとおりとします。
- (1) 月次点検 毎月1回以上（ただし絶縁監視装置を設置する場合は隔月1回以上）
 - (2) 年次点検A 1年1回以上（主として設備の運転中に行う点検、測定及び試験）
年次点検B 3年1回以上（主として設備の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験）
 - (3) 臨時点検 必要の都度
- 2 上記点検のほか、甲及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、乙は点検を行うものとします。
- 3 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置（絶縁監視装置）を設置する場合、乙は警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。）に、次の掲げる処置を行うものとします。
- (1) 乙は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
 - (2) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

第4条（委託手数料）

- 1 第2条第1項第1号から第3号に掲げる業務に対する手数料は、次のとおりとします。
- ただし、第2条第1項第1号に定める業務を平日の乙の執務時間以外に実施する場合の手数料は、別に乙の定める規定によりその都度算定します。
- 基準月額手数料 （ 〇〇, 〇〇〇円 ）（消費税を含む。）
- 2 前項以外の手数料は、乙の別に定める規定によりその都度算定します。

第5条（支払条件等）

- 1 乙は、毎月の保安管理業務を終えたときは、その旨を甲に通知して甲の検査を受け、これに合格した場合、前項に定める手数料を請求できるものとします。
- 2 甲は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとします。

第6条（連絡責任者等）

- 1 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。
- 2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。
- 3 甲は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとします。
- 4 甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせるものとします。
- 5 甲は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとします。

第7条（甲及び乙の協力及び義務）

- 1 甲は、乙が保安全管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとり、その意見を尊重するものとします。
- 2 乙は、保安全管理業務を誠実に行うものとします。

第8条（保安業務担当者の資格等）

- 1 乙は、保安全管理業務に従事する者（以下、「保安業務従事者」といいます。）には、電気事業法施行規則に適合するものをあてるものとし、第1条に掲げる事業場の担当者（以下、「保安業務担当者」といいます。）には、保安業務従事者から指名するものとします。
- 2 保安業務担当者は、必要に応じて他の保安業務従事者に、保安全管理業務の一部を実施させることができるものとします。
- 3 保安業務従事者は、保安業務に従事する証を常に携帯し、甲の求めに応じて提示することとします。
- 4 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安全管理業務の実施を補助させることができるものとします。
- 5 乙は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲に通知するとともに、甲はその内容を確認することとします。
なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっては同様にします。

第9条（記録の保存）

甲は、乙が行う保安全管理業務の結果について、終了時に乙から報告を受けるとともに、実施者氏名及び点検結果等に係る記録を確認及び保存するものとします。

第10条（通知義務）

甲は電気事故、その他災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに乙に連絡するものとする。

第11条（損害賠償）

乙の故意または過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとします。ただし、乙の責に帰することのできない事由による場合はこの限りではありません。

第12条（機密の保持）

乙は、業務上知り得た甲の機密を他にもらさないものとします。

第13条（契約期間内の更改）

甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとします。

- (1) 設備容量が変更された場合
- (2) 受電電圧が変更された場合
- (3) 発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (4) 発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (5) 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
- (6) 甲が保安規程を変更する場合
- (7) 乙が保安業務受託規程又は保安業務手数料細則等を変更する場合

第14条（契約の解除等）

- 1 次のいずれかに該当する場合は、相互に契約を解除することができる。
 - (1) 甲又は乙のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
 - (2) 甲が手数料の支払いを遅滞した場合
- 2 前項のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1箇月前迄にその旨文書により通知し、甲乙相互が合意したうえで解除できるものとします。
- 3 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとします。

- (1) 廃止された場合
- (2) 外部委託先承認申請の承認を取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合
- (4) 受電電圧が7,000ボルトをこえた場合
- (5) 発電所の出力が1,000キロワット以上となった場合
- (6) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトをこえた場合

第15条（契約期間）

この契約の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

第16条（契約事項等の解釈）

契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲と乙は誠意をもって協議するものとします。

以上契約の証として、この契約書を2通作成し、甲、乙が各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

委託者（甲）

住 所 群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号

氏 名 支出負担行為担当官

関東森林管理局長 松村 孝典

印

受託者（乙）

住 所

氏 名

印